

加賀いきいきクラブ会則

総 則

第1条 この会は、加賀いきいきクラブといい、事務所は、加賀ふるさと会館に置きます

第2条 この会は、お互いに助け合い励まし合って、いつも和やかで健康を保ち、社会の一員として明るい生活をするを目的とします

第3条 この会は、政治的、宗教的活動は、行わないことにします

第4条 この会の年度は、会計年度を含めて、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります

組 織

第5条 この会の会員は、おおむね60歳以上で、加賀町会区域とその近くに居住し、この会の趣旨に賛同して入会した者とします。入会・退会は、自由とします

第6条 この会の運営を円滑に行うため1個班、おおむね20名前後の会員をもって班の編成をします

第7条 この会に会員の推薦による次の役員を置き第9条に定める事業を担当します。この役員は、兼任もできます

1. 代表 1名

会を代表し、会務を統括します

2. 副代表 2名

総務・会計の内、いずれか一つずつ担当し、代表を補佐し、代表事故ある時は、あらかじめ 代表の指名する副代表が代表職を代行します

(1)総務 副代表1名兼任とする

庶務的一般事務、各会議・例会の司会、進行をし、記録簿と出欠簿及び備品台帳を備えて内容を整理、記録して保存する。合わせて各班との連絡を担当します

(2)会計 副代表1名兼任とする

金銭的出納、収支記録、予算・決算事務、証拠書類のまとめ、会計関係の帳簿・文書の整理保存を担当します

3. 班長及び副班長

(1) 班長 若干名

班長は、所属の班員との連絡、会費その他の集金および例会その他の行事時に幹事役を担当し、事務を分担して協力します

(2) 副班長 若干名

副班長は、班長の代行をします

4. 監事 2名

会の運営と会計を監査し、備品の管理・点検を担当します

5. 顧問

会の事務運営に熟知した会員を顧問にすることができます

第8条 役員の任期は、2年とし、再任もできます。この役員に欠員を生じ後任者を選任した場合の任期は、前任者の残任期間とします

2. 前項の役員には、別に定める支給基準により事務連絡費を支給する

運 営

第9条 この会の目的を達成するため次の事業を行ないます

1. 社会奉仕活動、慈善事業、町会の行事に参加協力します
2. 趣味、娯楽、談話、研修、学習及びレクリエーション等の活動をします
3. 会員の慶弔を行ないます(第12条)
4. 心身の健康の保持増進に努め、ボランティア活動(友愛訪問)をします
5. 相互扶助と親睦のための会合や旅行をします
6. サークル活動を行ないます(第11条)
7. その他必要と認めた事業を行ないます

第10条 この会の例会は、原則として、年5回程度開催し、前条に掲げた事業の内、実施可能な事業を行ないます

この会は、他の行事と兼ねて行なうこともできます

第11条 この会は、趣味、娯楽、保健的なサークル活動を行ないます。このサークル活動は、5名以上のグループとします

第12条 会員の慶弔及び役員の功労金については、次の通り行ないます。特に定めのないことについては、その都度、役員会で決めます

1. 会員が当該暦年内(1月1日から12月31日)に、喜寿(3,000円、米寿(5,000円)、白寿(7,000円)、百寿(10,000円)、その他必要と認めた慶事祝い
2. 会員が死亡した場合、香料5,000円を送ります。この規定により香料を送られ

た場合は、如何なる返礼はしないものとします

3. この会の活動において、長年(通算 10 年以上)にわたりご協力頂いた役員に感謝状と功労金(10,000 円)を贈ります
4. この会に継続 20 年以上入会した会員に対し感謝状と記念品などを贈ります

会 議

第 13 条 この会の会議は、総会(定時・臨時)及び役員会とし、代表が招集して議長となり、会議は、すべて半数以上の出席をもって成立し、議事は、出席者の半数以上の賛成をもって成立します

第 14 条 定時総会は、毎年 4 月に開催し、臨時総会は、代表が必要と認めたときに開催して、次の事項について審議します

1. 事業報告、決算報告の審議、承認
2. 年度事業計画、予算案の審議、承認
3. 会則の改廃
4. 役員の選出
5. その他必要と認めた重要事項

第 15 条 役員会は、必要により適時開催し次の事項について協議します

1. 総会の議題、議案について
2. 会の運営、各種事業の企画、実施について
3. 補欠役員の選出
4. その他必要と認めた事項について

第 16 条 各会議の内容は、議事録を備え明記する。なお、議事録は、記録簿によることが出来るものとする

会 計

第 17 条 この会の運営は、会費、助成金、寄付金その他の収入をもって賄います

第 18 条 会員の会費は、会員 1 人月額 3 0 0 円とします

第 19 条 会費の集金は、4 月例会時に一括一年分を集金して、会計担当副代表に納入することにします。この納入した会費は、ご誤納以外返金しないことにします

第 20 条 この会の収入、支出は、すべて伝票により行ない、この伝票には、直接取扱い者の認印及び会計担当の副代表、代表の証人を必要とします

第 21 条 この会の経理を明確にしておくため次の帳簿類を備え、明確に記入しておくことにします

1. 金銭出納帳
2. 収入・支出明細書
3. 収入伝票綴り
4. 支出証拠書類綴り（支出伝票、領収書等）
5. 会費徴収簿
6. 備品台帳

帳簿類の保存

第 22 条 各会議の記録簿・出欠簿及び前条の帳簿類は、年度終了後、5 年間保存することにします。但し、備品台帳は、永久保存とします

付 記

1. この会則は、令和 7 年 4 月 1 日より施行します
2. この会則施行に伴い、従前の会則は、廃止します

制定及び改正履歴

制定 昭和 4 9 年 3 月 2 4 日

(制定以来数次改正)

改正 平成 9 年 4 月 1 日

改正 平成 2 0 年 4 月 1 日

改正 平成 2 6 年 4 月 1 日

改正 令和 4 年 6 月 1 8 日

改正 令和 7 年 4 月 1 日